

国民体育大会ふるさと選手制度

1. 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第 3 項[本則第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号(参加資格及び年齢基準等)]に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
2. 「ふるさと」とは、**卒業小学校**、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第 3 項により取り扱うものとする。
3. 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
4. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
5. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第 3 項-(1)-(1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
6. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1 回につき 2 年以上連続とし、利用できる回数は 2 回までとする。
7. 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

附則

本制度は、平成 16 年 4 月 13 日に制定し、第 60 回大会から施行する。

本制度は、平成 21 年 12 月 16 日に改定し、第 65 回大会より施行する。

本制度は、平成 23 年 3 月 25 日に改定し、第 66 回本大会より施行する。

本制度は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成 23 年 4 月 1 日)から施行する。

本制度は、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、施行する。

本制度は、令和〇年〇月〇日に改定し、第〇回大会より施行する。

《現行》

	第 72 回大会 2017 年	第 73 回大会 2018 年	第 74 回大会 2019 年	第 75 回大会 2020 年	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年	第 78 回大会 2023 年
V選手	茨城県 ふるさと (1回目①)	—	茨城県 ふるさと (1回目②)	茨城県 ふるさと (1回目③)	茨城県 ふるさと (1回目④)	東京都 (勤務地)	茨城県 ふるさと (2回目①)
X選手	茨城県 ふるさと (1回目①)	—	—	茨城県 ふるさと (2回目①)	茨城県 ふるさと (2回目②)	東京都 (勤務地)	ふるさと 利用不可
Y選手	茨城県 ふるさと (1回目①)	—	—	茨城県 ふるさと (2回目①)	—	茨城県 ふるさと (2回目②)	茨城県 ふるさと (2回目③)

《改定案》

	第 72 回大会 2017 年	第 73 回大会 2018 年	第 74 回大会 2019 年	第 75 回大会 2020 年	第 76 回大会 2021 年	第 77 回大会 2022 年	第 78 回大会 2023 年
V選手	茨城県 ふるさと (1回目①)	—	茨城県 ふるさと (1回目②)	茨城県 ふるさと (1回目③)	茨城県 ふるさと (1回目④)	東京都 (勤務地)	茨城県 ふるさと (2回目①)
X選手	茨城県 ふるさと (1回目①)	—	—	茨城県 ふるさと (1回目②)	茨城県 ふるさと (1回目③)	東京都 (勤務地)	茨城県 ふるさと (2回目①)
Y選手	茨城県 ふるさと (1回目①)	—	—	茨城県 ふるさと (1回目②)	—	茨城県 ふるさと (1回目③)	茨城県 ふるさと (1回目④)

(例)1回目①=1回目活用の1年目 1回目②=1回目活用の2年目
2回目①=2回目活用の1年目 2回目②=2回目活用の2年目

対象者：当該大会都道府県予選会参加申込締切日までに手続きを完了した者